

内閣官房
行政改革推進会議様

非常時における保健・ 医療等体制のあり方 ～墨田区の場合～

2021年11月8日（月）

墨田区保健所 西塚 至

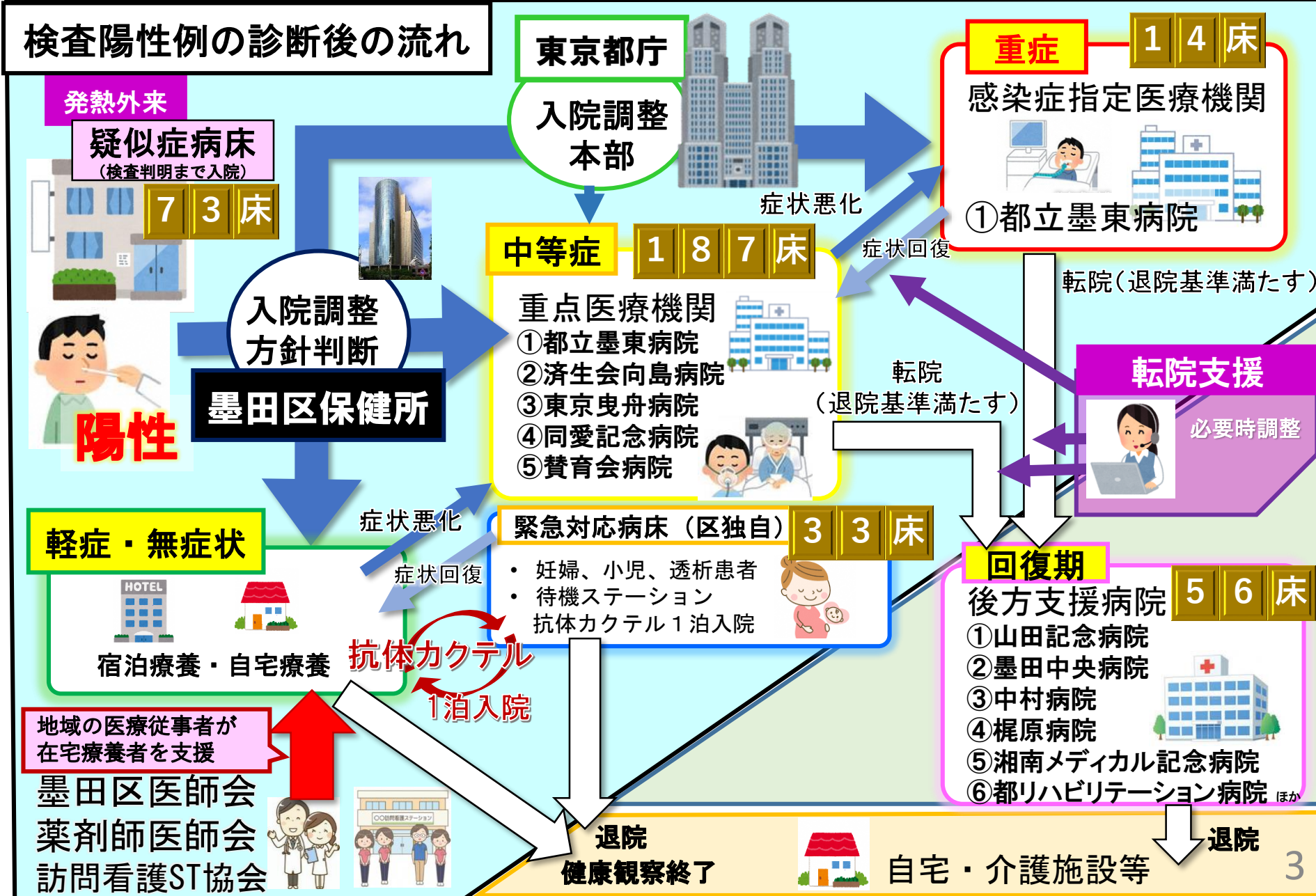
墨田区のコロナ対策について

■ もくじ

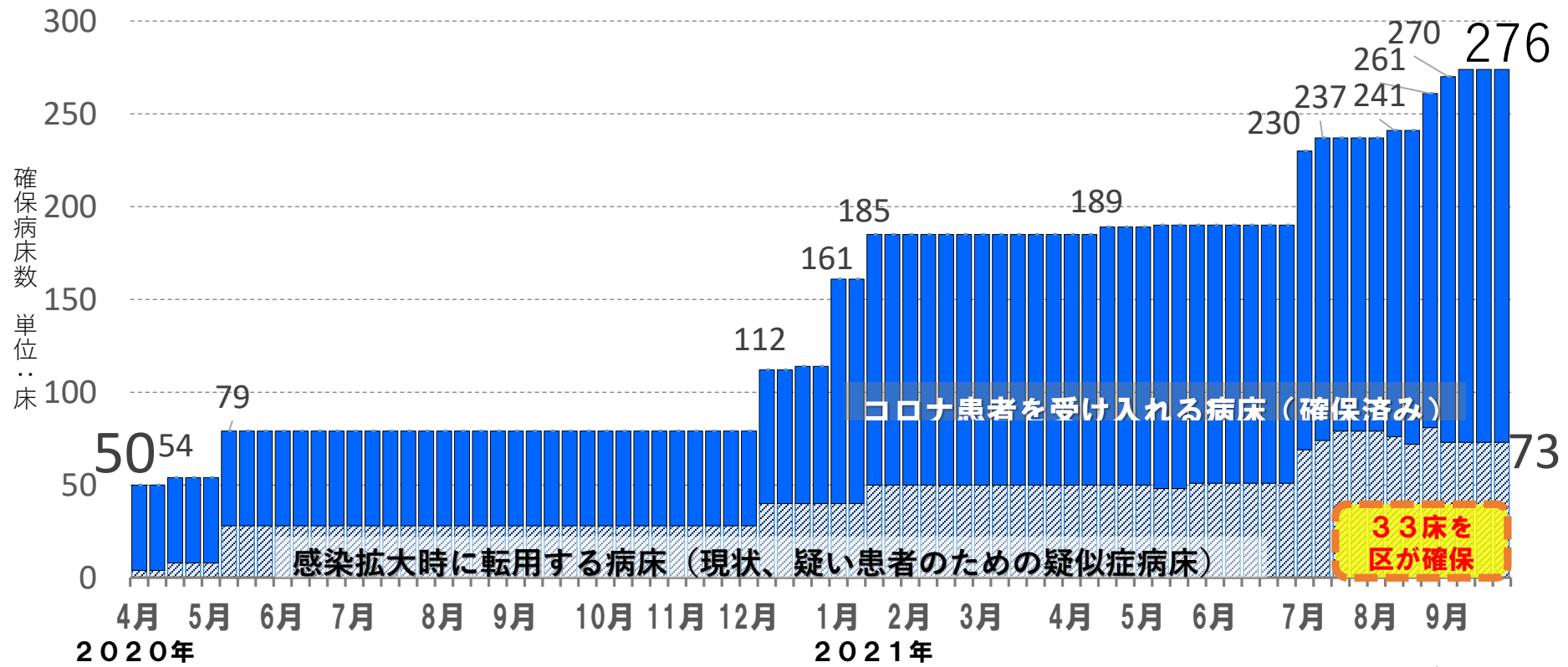
1. **墨田区の医療提供体制**
2. **検査体制の整備**
3. **保健所の組織体制**
4. **第6波対策 ～国への要望～**

墨田区における医療提供体制のイメージ

検査陽性例の診断後の流れ



墨田区内の最大確保病床数の推移



墨東病院、東京曳舟病院が受入れ開始 ↓ 重点病院

同愛記念病院受入れ開始

同愛記念病院が重点病院化

済生会向島病院が受入れ開始

済生会向島病院が重点病院化

同愛記念病院が病床拡張

賛育会病院が受入れ開始

賛育会病院が重点病院化

墨田区内の新型コロナ患者専用病床 9月22日11:00現在

医療機関名称 (二次救急機関抜粋)	新型コロナに係る空 床確保に関する医療 機関区分	中等症等 病床数	重症 病床数	疑似症病床 ※拡大時転用	回復期 病床
東京都立墨東病院	感染症指定病院 重点医療機関	97	14	15	0
東京都済生会向島病院	重点医療機関	17	0	2	2
東京曳舟病院	重点医療機関	18	0	7	2
同愛記念病院	重点医療機関	30	0	30	10
賛育会病院	重点医療機関	21	0	7	7
山田記念病院	協力医療機関	4	0	6	5
墨田中央病院	協力医療機関	0	0	4	6
中村病院	協力医療機関	0	0	2	13
梶原病院		0	0	0	4
湘南メディカル記念病院		0	0	0	5
東京都リハビリテーション病院		0	0	0	2
確保病床 計		187	14	73	56

【定義】重点医療機関：新型コロナ患者専用病棟を設定する病院

協力医療機関：疑い患者専用の個室病床を設定する病院

病院長・医師会役員・行政による「病院部会」



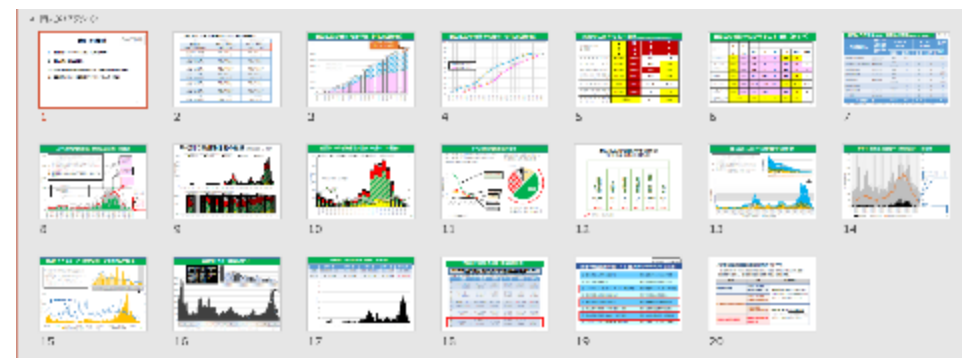
【転載】コロナ 病床逼迫の隠れた理由『自宅に戻れない患者』の行き先がない（NHK 2021年2月2日放送）

墨田区では去年7月以降、区内の医療機関と毎週、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を会議で共有してきました。こうした連携があったことから、協力を得ることができました。

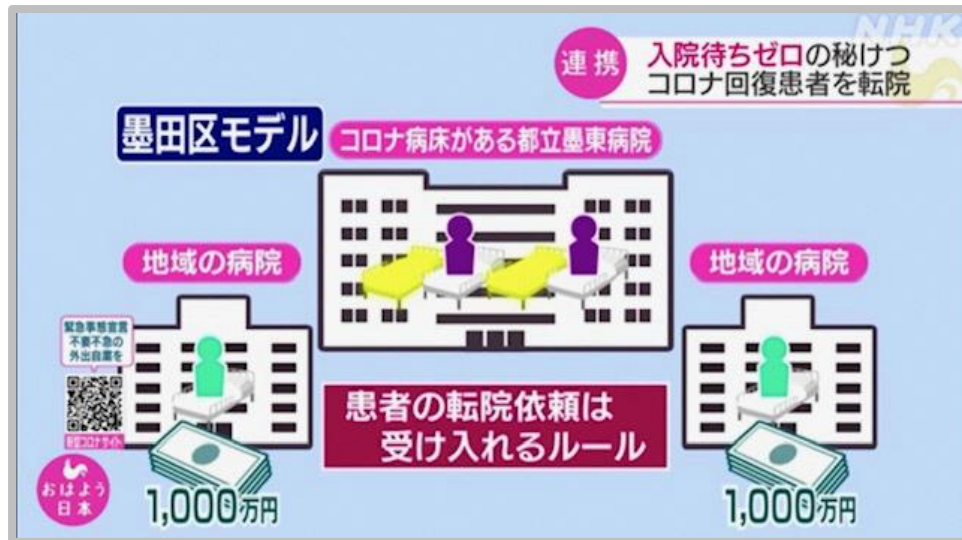


【参加者】

- 墨田区（保健所長・保健予防課長・地域医療担当）
- 墨田区医師会（会長・副会長・担当理事）
- 墨田区内の全病院（11施設）

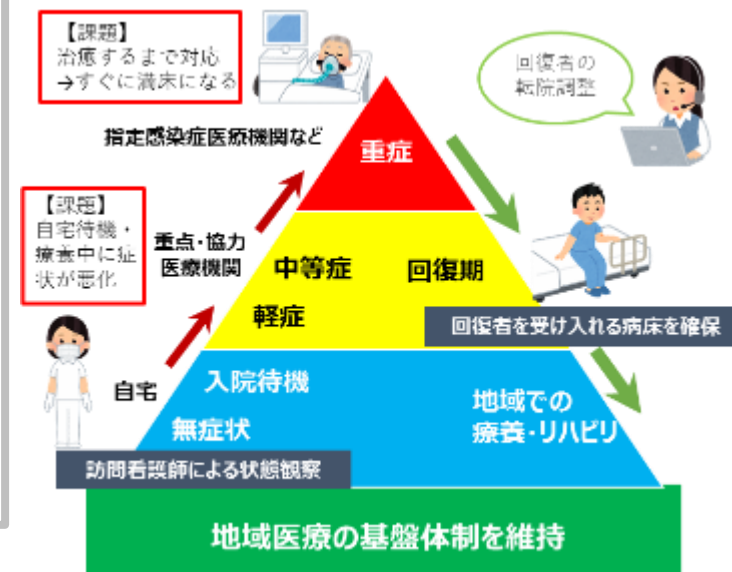


病院完結から**地域完結型**の医療体制へ



【転載】地域の医療機関と連携で「入院待機者2か月間ゼロ」(2021年3月26日NHK)

東京 墨田区では、区内で唯一、コロナの重症患者を受け入れる「都立墨東病院」の病床のひっ迫を防ごうと、ことし1月下旬から区内の医療機関と連携し、国の退院基準を満たしたうえで引き続きリハビリなどの入院治療が必要な患者について、一般病床に転院させる取り組みを始め、2か月がたちました。これまでにおよそ100人の回復患者が転院し、多いときには30人ほどいた入院の待機者はゼロの状態が2か月間続いています。





墨田区のコロナ対策について

■ もくじ

1. 墨田区の医療提供体制
2. 検査体制の整備
3. 保健所の組織体制
4. 第6波対策 ～国への要望～

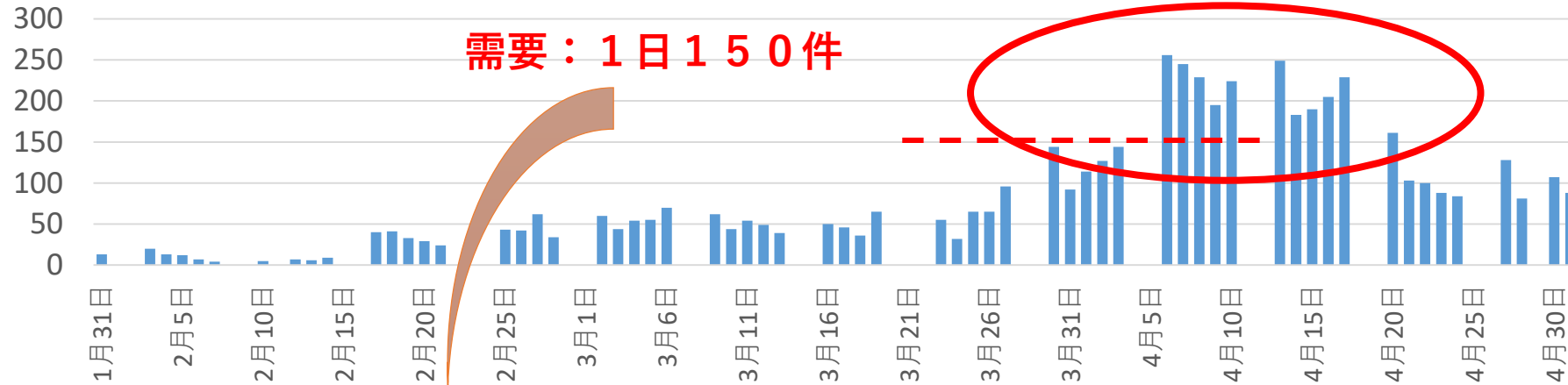
内閣官房「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成25年6月26日） 医療体制に関するガイドライン

国内（地域）発生早期までの医療体制について

- 帰国者・接触者外来については、感染症指定医療機関のみでなく、身近な地域で受診できるよう、その体制を確保することが望ましく、都道府県等は、少なくとも概ね人口10万人に1カ所程度、帰国者・接触者外来を当該管轄地域内に確保する。
- 国内発生早期までは、感染症法第19条の規定に基づく入院措置等の対象となるため、都道府県は新型インフルエンザの患者の入院可能病床数を事前に把握しておく必要がある。感染症法に基づく新型インフルエンザの患者の入院に係る医療を提供する医療機関は、次に掲げる医療機関とする。
 1. 感染症指定医療機関
 2. 結核病床を有する第2種感染症指定医療機関など新型インフルエンザ対策行動計画に基づき都道府県が病床の確保を要請した医療機関（以下「協力医療機関」という。）
- 都道府県等は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（国立病院機構、国立大学病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること。

有名芸能人死亡（2020年3月29日）⇒『検査外来が足りない』

【図1】 墨田区帰国者接触者相談センターの相談受接待件数（2020.1.31～2020.5.1）



【図2】 墨田区におけるPCR検査数（2020.1.31～2020.5.1）



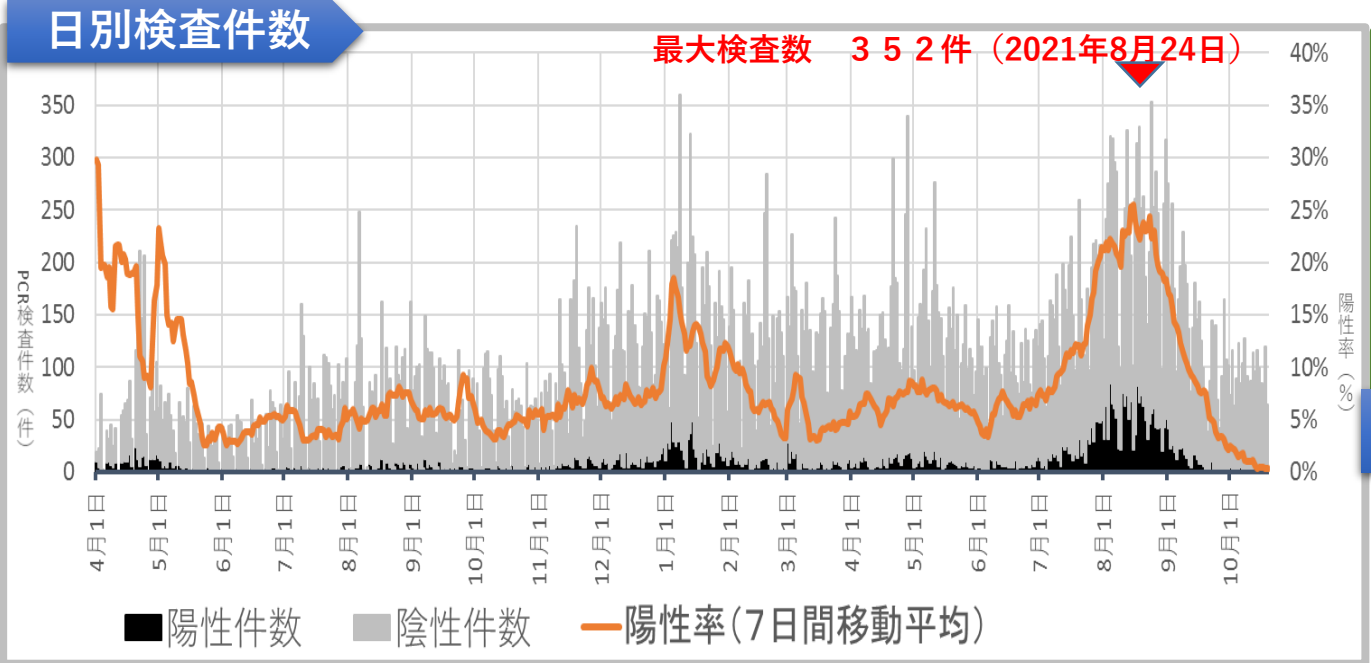
(現在) 墨田区の検体採取体制について

□最大稼働時における検体採取能力

●約 1, 2 0 0 件 / 日

【墨田区における検体採取の状況】

診療・検査医療機関	PCRセンター	保健所	その他 (介護施設等)	合計
約 7 0 0	約 1 2 0	約 1 8 0	約 2 0 0	約 1, 2 0 0



墨田区PCRセンター

2020年4月10日開設

(現在) 墨田区の検体分析体制について

□最大稼働時における検体分析能力

- 約 1, 9 0 0 件 / 日

【墨田区における検体採取の状況】

都健安研	保健所	診療・検査医療機関	民間検査機関	合計
— (全都で約 4, 0 0 0)	約 2 0 0	約 5 0	1, 6 5 0 うち区内 1, 0 0 0	1, 9 0 0 + α

保健所の PCR 検査室



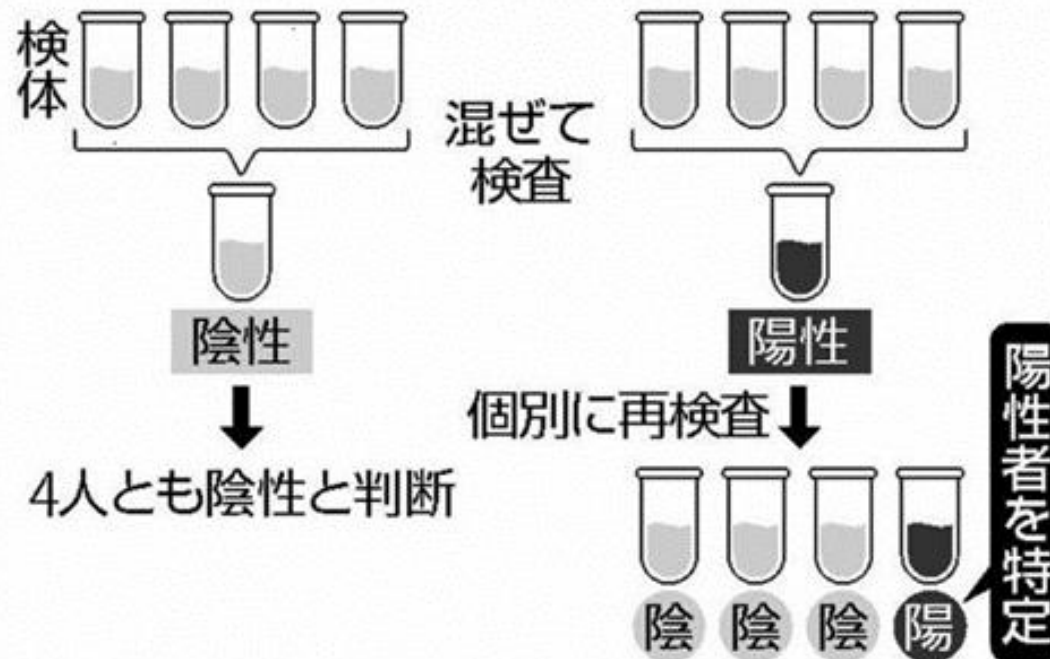
民間検査機関を区内へ誘致



コロナウイルス
 リアルタイム
 PCR検査
 MC 遺伝子研究所

学年	行事名	時機	概要
小学5年	移動教室(あわの)	6月29日～7月12日 9月13日～	1泊2日
小学6年	野外体験(日光)	9月13日～	2泊3日
中学1年	野外体験(福島など)	9月13日～	1泊2日
中学2年	移動教室(スキー教室)	検討中(冬季に判断)	
中学3年	修学旅行(京都・奈良)	9月13日～	2泊3日

プール方式の仕組み(4人分を1度に行う場合)



墨田区のコロナ対策について

■ もくじ

1. 墨田区の医療提供体制
2. 検査体制の整備
3. 保健所の組織体制
4. 第6波対策 ～国への要望～

感染症パンデミックにおける自治体の役割

新型インフルエンザ対策
政府の行動計画

インテリジェンス

1. 国内外の情報収集

セキュリティ

2. まん延防止措置

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

平成25年6月7日
平成29年9月12日(変更)

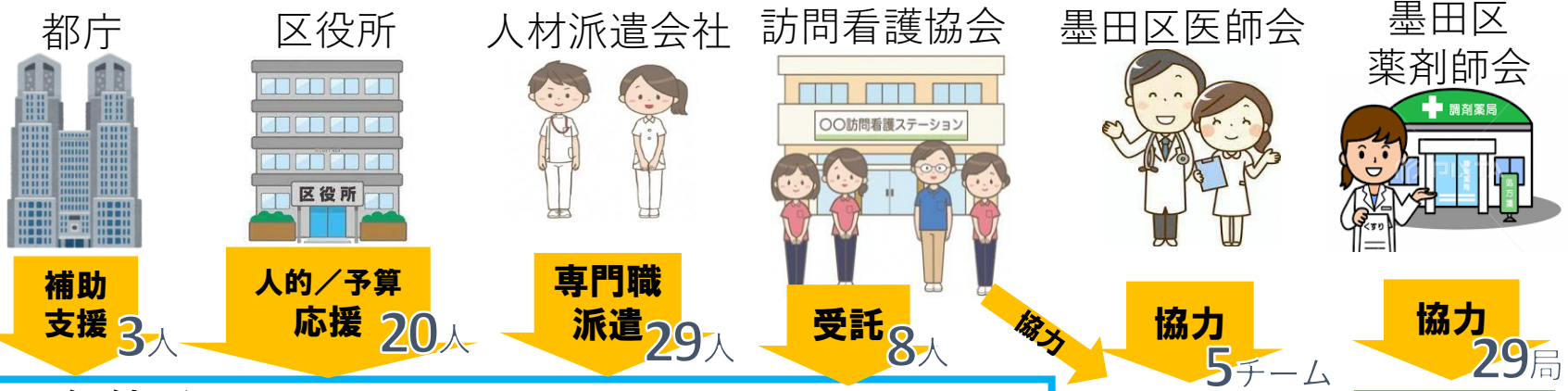
ロジスティクス

3. 医療提供体制確保

リスクコミュニケーション

4. 地域住民へ情報提供

墨田区保健所の体制強化（イメージ）



2021年9月30日時点

医療非常事態宣言を受けて（2021年8月25日） リスクコミュニケーション

新型コロナウイルス感染症に関する墨田区長からのメッセージ （令和3年8月25日付け）

更新日：2021年8月25日 ページID：875097992



- 8月17日、東京都は、新規陽性者、重症者が爆発的に増加し、もはや「災害レベル」として、「医療非常事態」宣言を発出しました。
- こうした中、区では、本日、対策本部会議を開き、「医療提供体制を拡充する緊急対策」を取りまとめ、区民の命を守ることを最優先に、総力をあげて取り組むよう指示しました。
- まず、コロナ専用病棟を有する「入院重点医療機関」を新たに1施設指定することで、「コロナ専用病床」を23床拡張します。うち2床を重症用とします。
- 現在、コロナの検査入院のために使用している「疑似症病床」81床のうち、33床を搬送困難とされた患者のための「緊急対応病床」として整備します。その上で、賛育会病院に「周産期病床」を7床確保して、特に入院先が見つかりにくい、コロナに感染した妊婦や小児の入院を確実に受け入れてもらいます。

墨田区のコロナ対策について

■ もくじ

1. 墨田区の医療提供体制
2. 検査体制の整備
3. 保健所の組織体制
4. 第6波対策 ～国への要望～

想定する最大値（東京都／墨田区）

	7月から9月末の状況	東京都	墨田区
		想定	想定
1	1日あたり新規陽性者数	4,774人	151人
2	最大療養者数	45,456人	599人
	想定するピーク時の入院率	10%	<u>15%</u>
3	最大要入院者数	6,091人 (+1,740)	163人 <u>(+72)</u>
4	最大宿泊療養者数	10,000人 (+7,803)	200人 (+74)
5	最大自宅療養者数	29,365人	236人

脚注：（カッコ）内は第5波ピーク時との比較

新型インフルエンザ等感染症に対する医療提供体制

地域内の医療機関間で
医療連携体制の構築と維持
診療継続計画の運用による
当該医療機関の医療提供体制の継続

- 新型インフルエンザ等に対する医療、新型インフルエンザ等以外の必要な医療を確保するため、医療機関の役割分担を行う
- 緊急性のない患者を退院させる、長期処方するなどにより業務量を減らす

対応の限界

定員超過入院や病室ではない場所への入院
など医療法の範囲内での臨時応急の対応

- 病室ではない部屋（会議室、講堂等）を病室として用いる

対応の限界

都道府県知事は特措法による
臨時の医療施設の設置を判断

- ホテル、公共施設等を用いた医療提供体制の維持

国内発生早期

国内感染期

- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、未発生期に準備した地域における医療連携体制を活用するとともに、各医療機関における診療継続計画に基づき、業務量の調整等を行い医療提供体制の確保に努める。
- これらの対応を最大限行った上でも、患者数が増加し医療施設が不足する事態となった場合には、既存の医療機関において定員超過入院や病室外への入院等を行い、医療を提供する（医療法の範囲内での診療継続）。
- 上記でも、対応が困難な場合、都道府県知事は特措法に基づき、臨時の医療施設を開設し医療を提供する。

特措法における医療提供体制について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（医療の確保）

第47条 病院その他の医療機関、医薬品等製造販売業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれ業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品等の製造等を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設等）

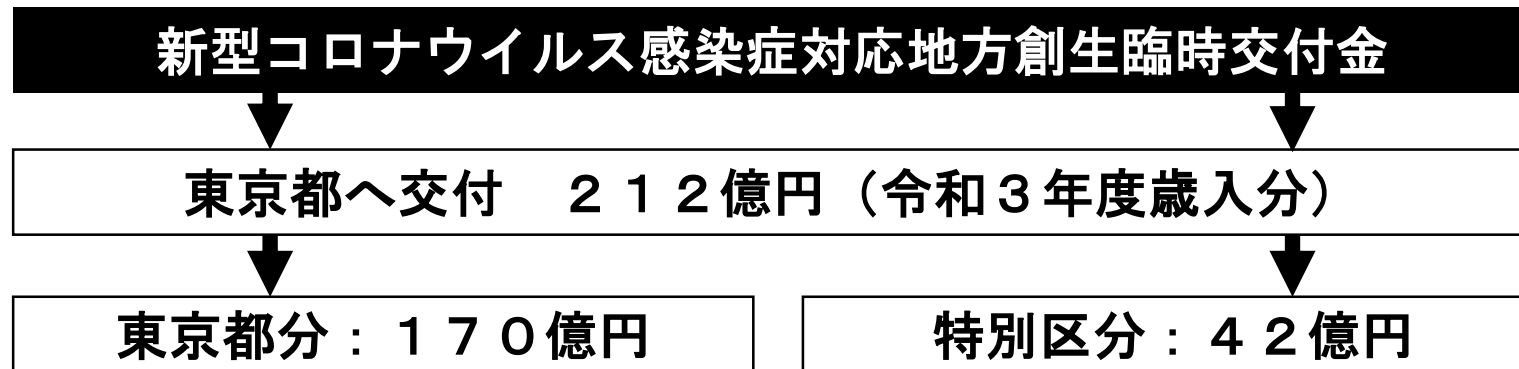
第48条 都道府県知事は、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設において医療を提供しなければならない。

平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ等発生時における医療提供体制の確保の手段として、指定（地方）公共機関である病院等に対しては業務計画に基づく措置を求め、都道府県知事に対しては病院等が不足し、医療の提供に支障があるときには臨時の医療施設を設置するよう求めている。

都議会令和3年度9月議会 補正予算 「区市町村と一体となった対策」74億円

◆ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（特別区分）42億円

緊急事態宣言等の長期化により、経済活動への影響が生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や区市町村が地域の実情に応じて、支援の取組を着実に実施できるよう交付された臨時交付金（事業者支援分）のうち、特別区分を計上



◆ 新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援事業 22億円

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用する区市町村に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上

◆ 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業 10億円

都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、当該自治体が地域の実情に応じて集中的に実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組に係る経費を支援

事務が煩雑

必要な時に
間に合わない

遡及適用不可、
後発有利

国へ要望

□新型コロナウイルス感染症対策への財政支援

- 各区独自の施策を含め、区が実施する感染予防対策について、十分な財政措置をお願いしたい。
- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、継続を図ることに加え、迅速で柔軟な運用についてお願いしたい。

□医療体制の強化

- 医療崩壊を招くことのないよう、国および都において、医療体制の整備、検査体制の強化及び入院調整本部の24時間運用について、また、それらに伴う人員の確保に関する仕組み構築についてお願いしたい。